

前文

地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っています。そのため地方自治体は、様々な施策を行いまちづくりを進めています。

白井市では、まちづくりを進めて行く上で、福祉を享受する市民の意見を聴きながら、また、まちづくりを市民と市の共通課題として捉え、相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくことが必要と考えています。

白井市は、市民参加により市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、この条例の制定理念を強調して宣言するために設けたものである。

*市においては、前文を規定している前例は無いが、どのように市民参加の理念・必要性を条文中に規定したら良いか、また、規定できるかを検討した結果、前文として、条例の制定理念を強調することが適當と考え設けたものである。

*市の条例で前文を設けたのは初めてである。

【解釈】

- ・第1段は、一般的な地方公共団体の役割（地方自治法第1条の2）を記述している。

地方自治体は、住民の福祉の増進を図るため、地域的な性格を有する行政を担う主体として、自らの判断と責任に基づいて、企画・立案、調整、執行などを一貫して行う役割を担っていることを意味しているものであり、そのため各自治体においては、様々な施策によりまちづくりを進めているものである。

- ・第2段は、本市の市政運営への市民参加の必要性を述べている。

本市は、市のまちづくりを進めて行く上では、役務の提供（公共施設を利用したり、各種の社会保障等による援助を受ける等の市が行う、住民福祉の増進を目的とする住民に対する一切の利便、サービス提供）をひとしく受ける権利がある市民の意見を聴きながらまちづくりを進めるものである。また、まちづくりを市民と市の共通課題とし、お互いの理解において連携・協働していくことが本市のまちづくりを進めて行く上で必要と考えているものである。

- ・第3段は、この条例の制定理念を述べている。

本市は、市政運営に市民の参加を得ることにより、市民が持つ豊かな創造性やこれまで培ってきた知識と経験等を活かしていただき、市民主体のまちづくりの実現に向け条例を制定したものである。

*前文は、条例の目的、制定理念を述べたものであり、単なる説明でなく、各条項の解釈の基準を示すものとしての拘束力を持つものである。よって、改正するときは、手続きを経ることになる。

《参考》

この条例中の「市長」とは、市長個人であり、「市」とは、市長個人及び補助機関である職員をいう。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民参加の基本的事項を定めるとともに、市政運営に市民の意見を反映するための手続を定めることにより、市民の行政への参加と開かれた市政を推進し、もって豊かな地域社会の発展を図ることを目的とする。

【趣旨】

この条例の制定目的及び全体構成を端的に示したものである。

【解釈】

- ・この条例は、連携・協働のまちづくりをより進めるため、本市の市民参加の基本的な考え方、市民が市政運営に参加する仕組みを明確にすることにより、市政の透明性を高め、市民の意向を市政運営に的確に反映し、豊かな地域社会の発展を図ることを目的として制定するものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民** 市内に在住し、在勤し、及び在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体並びに第6条第1項に規定する行政活動に利害関係を有する者をいう。
- (2) **市民参加** 市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (3) **連携・協働** 市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することをいう。
- (4) **市民活動** 市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的かつ継続的に広く社会一般の利益を提供する活動をいう。
- (5) **実施機関** 市長、教育委員会及び水道事業をいう。

【趣旨】

この条例で頻繁に使用する基本的な用語の定義を明確にしたものである。

【解釈】

- ・第1号の「市民」とは、

白井市の区域内に住所を有する者（地方自治法第10条第1項）に加え、市内に在勤及び在学する者（個人）、市内に事務所又は事業所を有する法人（宗教法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、営利法人（会社）、特定非営利活動法人）、その他の団体（自治会、老人クラブ、趣味のサークル等）、その他第6条第1項に規定する行政活動に利害関係を有する者（市内の土地に関する所有権又は借地権を有する者、市内の建物に関する所有権又は借家権を有する者）とした。

- ・第2号の「市民参加」とは、

市の計画、条例、公共施設の整備に係る基本計画等の案の策定過程（意思形成過程）から、その施策運営、そして運営結果に対する評価の段階に至るまで、広く市民の多様な意見・要望等を真摯に受け止め、できる限り市政に反映させるとともに、市民と市が、それぞれの役割を認め合い、活かしながら、共通の目的である課題解決に向けて協力する関係でまちづくりを進めたとした。

- ・第3号の「連携・協働」とは、

市民と市が、それぞれの役割を認め合い、活かしながら、共通の目的である課題解決（まちづくり）に向けて協力する関係であるとした。

- ・第4号の「市民活動」とは、

一般に、市民の自発的・自立的な参加によって行われる活動全てを含む概念であるが、この条例では「広く社会一般の利益を目的とし、継続的に行う活動」として、社会や地域社会全体の課題解決を目的とした社会貢献的（不特定多数の者の利益の増進に寄与する。）な活動のみとした。

文化・スポーツ等の趣味のサークル活動、営利・宗教・政治活動等の団体は、その団体の構成員相互の利益を目的とした活動である場合は、この条例の対象としない。しかしながら、その団体の活動内容が、社会一般の利益を提供する活動である時には、この条例の対象となるものである。

- ・第5号の「実施機関」とは、

この条例に基づき、具体的に市民参加を実施する機関であり、この条例では、執行機関のうち、市長・教育委員会及び水道事業を対象とした。

住民参加指針では、実施機関を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業」としているが、第6条第1項に規定する具体的な計画及び条例等が現在のところ存在しないことからである。

また、白井市情報公開条例及び白井市個人情報保護条例においても、実施機関を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び議会」として、市の全ての執行機関及び議決機関を示しているが、これは、「公文書の開示を請求する市民の権利」、「自己に関する個人情報の開示請求等の権利」に関する情報については、全て執行機関及び議決機関が保有し、日常的に取り扱っているためである。

これに対し、市の計画、条例、公共施設の整備に係る基本計画等の案（第6条第1項）の策定については、実際に担当するのは、執行機関のうち、市長・教育委員会及び水道事業のみであることから、それ以外の執行機関は、実施機関から外した。

* 「水道事業」を実施機関として位置付けたことについては、本市は水道管理者を置いてなく、市長がその権限を行っているため、実施機関としての「市長」に水道事業が含まれ、敢えて位置付ける必要がないとも考えられるが、「市長」の中に、水道事業が含まれるかどうか不明確であり、また、対外的により明確にするため、実施機関に水道事業という組織として定義したものである。

なお、本市の情報公開条例及び個人保護条例においても同様の表現を用いている。

(基本原則)

第3条 市民参加は、市民と市との情報の共有化と市政への参加機会がすべての市民に平等に保障されることを基本原則に行うものとする。

【趣旨】

市民参加の基本的原則（この条例の全ての条文の基礎となる基本的な考え方）を定めたものである。

【解釈】

・白井市の区域内に住所を有する個人に加え、在勤及び在学する個人、市内に事業所を有する法人など、何らかの形で当市に関係を有する者全てに対し、情報を提供することにより、市との情報の共有化を図り、また、平等（国籍、年齢、性別、職業、障害の有無に関係ないこと。）に市政への参加機会を保障することを基本原則としたものである。

(市の責務)

第4条 市は、市民との情報の共有化のため、行政活動に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- 2 市は、市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、全職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動することができるよう研修を行う等必要な方策を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、市民参加の継続的な発展に向け、創意工夫に努めなければならない。

【趣旨】

市民と市との連携・協働により、まちづくりを進めていくためには、市民が市の施策について考え、行動する前提として、質・量ともに十分な行政情報と分かりやすい説明や参加機会の提供等が不可欠であることから、これらを市の責務と定めたものである。

【解釈】

- ・第1項は、
　　公文書の開示請求があった場合だけでなく、白井市情報公開条例第3条第3項の規定にあるよう、市民が必要とする情報を積極的に提供することである。
- ・第2項は、
　　市の施策を立案し、決定する意思形成過程から評価の段階に至るまで、広く市民参加の機会を設けることで、市民の意見を的確に把握し、施策へ反映させることを求めるものである。
＊第6条に規定する行政活動の意思形成過程以外についても、市民参加の機会を提供することになるものである。
- ・第3項は、
　　全職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動することができるよう研修などを行い、職員の意識の向上を目指すものである。
＊研修とは、本条例を理解し、市民参加の方法の手続を適正に行えるよう、庁内において職員を対象に定期的に研修会を開催すること、また、広域で開催される研修会への参加や先進地への視察研修などである。
- ・第4項は、
　　本条例の施行後も、市民参加に関する制度の充実、発展に向け、継続的に創意工夫に努めるものである。具体例として、①市民の参加意識の高揚に向け、市民に対し、学習会の開催や職員との共同の研修会の開催。②審議会等、意見交換会、ワークショップなどの開催にあたっては、傍聴者の利便性の向上のため、夜間や休日開催の検討。③先進地の取り組み事例の発表講演会の開催などによる市民意識の醸成や先進地の取組み事例などの広報紙を通じた紹介。④施策実施過程での市民参加の仕組みづくりや機会の提供などの取組み。などである。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、自らの責任と役割を自覚し、市民参加によるまちづくりの推進のため、積極的に参加するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市全体の利益を考えることを基本として、参加するよう努めなければならない。
- 3 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、自主的かつ民主的な参加に努めなければならない。

【趣旨】

市民参加は、あくまで市民の自主性に基づいて行うものであるが、市民自らが市民参加の重要性を自覚するとともに、積極的な参加と自らの発言内容に関する自覚を求める趣旨のものである。

【解釈】

- ・第1項は、
　　地域社会の一員として、まちづくりにおける市民参加の重要性を認識し、市との連携・協働によるまちづくりへの積極的な参加をするものである。
- ・第2項は、
　　自らの発言内容に対する自覚として、特定の個人又は団体又は地域の利益でなく、市全体の利益を考え、参加するものである。
- ・第3項は、
　　市民と行政との議論に加え、市民同士の自由で闊達な議論を通し、課題・問題点等を明らかにし、市の施策に反映させていくため、市民相互の関係において、発言者の公平性を確保し、自由に発言できる環境（市民一人ひとり異なる意見、経験、知識や技術などを持っているからこそ、市民参加の意義があることを基本に自己の意見に固執したり、徒党を組んで主張したりするのではなく、お互いの発言等を尊重し合い、協調性を持つこと。）を共有するものである。
＊この規定に違反した市民に対する排除規定等はないが、今後、市民参加手続の履行と市民の市民参加意識の醸成により、市民参加が増えていく過程で淘汰されるものと考える。

第2章 市民参加の方法

第1節 通則

(市民参加の対象)

第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参加により行わなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針
その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
 - (4) 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
 - (5) 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更
 - (6) その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき、金銭徴収に関する条例を制定し、若しくは改廃するとき又は政策的な判断を要しない条項について条例を改正するときは、市民参加を行わないことができる。

【趣旨】

本条は、行政事務の多くが、構想・計画や条例などに基づき執行されるものであるため、計画、条例、大規模な公共施設の整備等のうち、市政運営上の基本事項に関するもの、市民に重大な影響がおよぶもの等、市民参加の対象となるものを列挙し、この条例の運用にあたっての担当部課の判断基準となるものである。

なお、本条は、市民参加の対象事項について、一定のルール化を図るものであるが、対象となっていない事項についても、同様の手続をとる途を閉ざすものではない。

【解釈】

- ・「法令に特別の定めがある場合を除き」とは、

個別の法令に市民参加に関する手續が規定されている場合には、当該方法によることを原則とするものである。

例えば、第1号の規定に該当する計画である「都市マスタープラン」においては、都市計画法第18条の2 第2項により「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とされている。また、都市計画の案を作成しようとする場合においても、都市マスタープランと同様に「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」及び「都市計画の案を公衆の縦覧に供すること。」とされている。

しかしながら、本条例は、公聴会等の開催のみで良いということではなく、第2節から第8節に規定する市民参加の方法のうちから適切な方法がある場合は、その途を閉ざすものではない。

- ・第1項第1号の計画とは、

基本構想、基本計画、地域防災計画、交通安全計画、健康文化と快適な暮らしのまち創造プラン、男女共生推進行動計画、情報化推進計画、介護保険事業計画、環境基本計画、障害者計画、高齢者保健福祉計画、しろい子どもプラン、農業公園基本構想、都市マスタープラン、緑の基本計画、生涯学習基本構想等が該当する。

- ・第1項第2号の条例とは、

市の基本理念を規定する「環境基本条例」や具体的な手續までを含む「市民参加条例」が該当する。

- ・第1項第3号の条例とは、

市民に義務を課し、又は権利を制限する条例として、「まちをきれいにする条例」、「なし赤星

病防止条例」、「自転車等の放置防止に関する条例」、「土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」等が該当する。

・第1項第4号の条例とは、

市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例として、「まちづくり条例」、「あき地に係る環境衛生の保全に関する条例」等また、他市の事例では、「景観保護条例」等が該当する。

・第1項第5号の公共の用に供される施設とは、

市民の利用に供する施設として、複合施設、文化会館、図書館、公園、及び地域に開放する部分を含む小中学校大規模改修など、また、施設を整備することにより、市民生活に何らかの影響（日照関係等）を与える施設である。

ただし、既存施設の軽微な増改築や利用目的の変更等については、対象外とする。

*基本計画等には、基本設計も含むものである。

*基本計画等の変更とは、基本計画の策定後において、社会情勢等の変化により、その施設の必要性や規模などを変更することをいうものである。（例：白井運動公園の変更）

・第1項第6号の特に市民参加を行うことが必要と認めるものとは、

市町村合併問題など予期できない事項で、前各号に掲げた事項と同程度重要な事項であり、市民参加の手続きを得なければならないと判断されるものである。

・第2項は、

前項の特例として、緊急その他やむを得ない理由があるとき、金銭徴収に関する条例の制定及び改廃（理由：地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収については、地方自治法第74条第1項の規定により、条例の直接請求の対象から除外されていること。）、政策的な判断を要しない条項（例：条例中に関係法令の条項を規定している場合において、その条項が改正等されたことにより、本条例の一部改正を行う場合。）について条例を改正するときは、この条例の対象としないこととした。

《参考》

◎金銭徴収に関する条例

①市税条例は、市民税・固定資産税など、全て地方税法により税額、税率の規定があるため市民参加の対象としない。

②使用料及び手数料は、特定の行政サービスを利用するものが、その受益の範囲内において対価を負担するものであり、料金の設定については、原価主義を探っていること。また、直接個人的な利害に関わることから、大局的な判断が難しいことから、市民参加の対象としない。

③介護保険料は、市民への意識調査や市民公募を加えた、介護保険運営協議会において、介護保険事業計画を作成し、その計画に基づき提供するサービス料などにより決定していることから、今後においても、引き続き同様の市民参加手続きを得る。

④国民健康保険税は、その税率は、地方税法により定められており、本来は、市民参加の対象とはならないが、実質、附属機関である国民健康保険運営協議会の意見を伺い決定していることから、今後においても、その途を閉ざすものではない。

⑤水道・下水道料金は、直接請求から除外されていることから、本来は、市民参加の対象とはならないが、それぞれ附属機関として、水道事業運営協議会、公共下水道事業審議会を設置し、意見を伺い料金を決定していることから、今後においても、その途を閉ざすものではない。

(市民参加の方法)

第7条 実施機関は、前条の行政活動（同条第2項の規定により、市民参加を行わない場合を除く。）を行うときは、それぞれの事案ごとに、次節から第8節までに定める市民参加の方法のうちから適切な方法により行う。

【趣旨】

第2節から第8節までは、行政活動における市民参加の基本的な方法を定めており、市の計画、条例、公共施設の整備に係る基本計画等の案の策定においては、審議会等の設置、パブリック・コメントの募集、アンケート調査の実施、意見交換会の開催、ワークショップの開催、住民投票の実施、その他の方法の7つのうちから適切な方法により、市民意見の反映に努めるものである。

【解釈】

- 前条に規定する事案について、市民参加の方法を設定する場合は、年齢、性別、障害の有無及び職業等の状況により、参加する機会を失すことのないように第2節から第8節の方法のうちから適切な方法により、市民意見の反映に努めることとした。
*適切な方法とは、適切な1つの方法という意味ではない。
*個々の事案に応じて判断するので複数の方法を採用する場合もある。

(意見の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により市民参加を行ったときは、提出された意見について、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）に定める非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項については、この限りでない。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見に対する検討結果及びその理由

【趣旨】

実施機関は、計画、条例等の案に対して、市民から寄せられた意見を総合的かつ多面的に検討のうえ、案に反映させよう努めることになるが、その際に、提出された意見の内容及びその意見に対する検討結果及びその理由を公表することによって、市民への説明責任を果たすことを目的とするものである。

【解釈】

- 第1号は、
提出された意見の内容を原文のまま公表するという趣旨ではなく、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等、意見の全体像がわかるように配慮するものとする。
また、意見のうち、プライバシーに関わる情報等、情報公開条例第9条第1項各号及び第2項に定める情報については、非公表とする。
- 第2号は、
提出された意見に対し、逐条的に検討結果及びその理由を作成し、公表する趣旨でなく、前号と同様に、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等、市民にわかりやすい公表用資料の作成に配慮するものとする。
*原則、意見提出者個人への回答はしない。

(意見の公表方法)

第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市の情報公開コーナーへの配置
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) その他効果的に周知できる方法

【趣旨】

市民意見の公表方法を定めたものである。

【解釈】

- ・市民の意見の内容及びその検討結果等については、各号の方法により速やかに公表することになるが、全ての意見及び検討結果等を広報紙に掲載することは物理的に困難な場合もあることから、第2号については、概要を掲載する場合もある。
- ・第4号については、担当窓口での供覧又は配布や各出先機関での供覧が考えられる。

第2節 審議会等

(審議会等の設置)

第10条 実施機関は、条例、要綱等に基づく審議会、委員会等（以下「審議会等」という。）を設置することができる。

【趣旨】

市民参加方法の1つとして、審議会等を設定するものである。

【解釈】

- ・審議会等は、複数の委員で構成される機関であり、条例や要綱等を根拠とするものである。
- ・審議会や委員会等については、それぞれの審議内容等に応じ、審議・検討する機関であるため、様々な視点から直接意見を伺うために行うものである。
＊この条の「審議会等」に該当するものは、第6条第1項に規定する行政活動を行おうとするときに、設置する審議会及び委員会等並びに既に法令等により設置されている審議会等のうち、第6条第1項に規定する行政活動を行う審議会をいう。

(審議会等の委員)

第11条 審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けるよう努めなければならない。

2 応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならない。

【趣旨】

条例や要綱等に基づき設置する審議会や委員会等においては、法令に特別の定めがある場合を除き、市民公募枠を設けるよう努めるものである。

また、公募する際の委員の選考については、それぞれ基準を設け事前（公募時と同時又はそれ以前）に公表するものである。

【解釈】

- ・審議会は、資格及び一定水準の専門的・技術的知識又は経験に基づく審議により、市長からの諮問に対する答申・報告等を行うことを目的として設置するものである。
- ・委員会等は、委員個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により市の施策に対する提言等の取りまとめを行うものである。よって、審議会等とは違い、委員には必ずしも専門的・技術的な知識・経験等が求められるわけではなく、生活者としての自由な発想が求められるケースがある。
- ・応募者の選考については、地域・性別・世代等に偏りが生じないよう、それぞれの審議会及び委員会等別に基準を設けたうえで、告示（市役所掲示板）等により公表するものとする。
＊市民公募枠に一定基準を規定しないのは、設置する審議会等のそれぞれの目的により、望ましい委員の構成やその構成割合が異なるためである。
- ＊再任制限の規定をしないのは、個々の審議会等の目的により、委員の期間が異なり、また、目的により、係わる期間が異なるため、一律に定めることは難しいことからである。

(会議の公開等)

第12条 審議会等の会議は、原則として公開しなければならない。ただし、円滑な運営が著しく

損なわれると認められるものその他の非公開情報に該当する事項の審議を行う場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項のただし書の規定により会議の公開をしない場合は、その理由を公表しなければならない。
- 3 実施機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の開催日時及び議題その他必要な事項を事前に公表しなければならない。
- 4 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。

【趣旨】

審議会等の会議の公開及び傍聴者の利便性の向上は、まちづくりの方向性をより多くの市民とともに考えるために「情報の共有」を図るためのものである。

【解釈】

- ・第1項は、

第6条第1項に規定する行政活動を行おうとする場合に設ける審議会等について、会議の公開を規定したものであり、その以外の審議会等に及ぶものではない。

しかしながら、「白井市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議公開となるものである。

ただし書きは、白井市情報公開条例第9条第1項各号及び第2項に定める情報（個人のプライバシーに関わる情報）に該当する場合、傍聴者による会議の妨害及び委員への圧力や会議の進行に支障が生ずる場合(利害が生ずる内容を審議する場合)等を会議公開の原則の例外とするもの。

- ・第2項は、

前項ただし書きにより会議を非公開とした場合、その理由を公表することとしたのは、責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公平さを担保しようとするもの。

- ・第3項は、

会議の公開、非公開にかかわらず、「白井市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、「会議開催のお知らせ（様式第1号）」を作成し、遅くとも会議開催日の1週間前までに広報しろいへの掲載や情報公開コーナーでの掲示等により周知するもの。

ただし、会議の開催が緊急に決定された場合は、会議開催決定後、速やかに行うものとする。

なお、公表後に公開内容に変更が生じた場合も同様とする。

- ・第4項は、

傍聴者への会議資料の閲覧又は配布に関し定めたものであるが、白井市情報公開条例で定める非公開情報に該当するものや閲覧又は配布に適さないものは、例外とした。

(会議録の作成及び公表)

第13条 実施機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、前条第4項の会議に係る資料と併せ、これを公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。

【趣旨】

審議会等の会議録を作成し、これを公表することで、審議会等における検討の経過を明らかにし、市政情報に関する情報公開を推進することを目的としたものである。

【解釈】

- ・会議の公開は、傍聴者だけでなく、傍聴できなかった市民に対してもできる限り審議の内容を明らかにし、会議の透明性及び公平性を図ることを目的としている。従って、審議会等は、傍聴できなかった者に対して、公開した会議の審議概要（会議録）及び会議資料を閲覧に供するよう努めるものとする。

- ・審議概要（会議録）及び会議資料については、白井市情報公開条例による公開請求の対象となるものであるが、市民の利便性の向上と情報の充実の観点から、公開することに支障のないもの（非公開情報以外）については、公開請求を待たずに公表するものである。
- ・作成した審議概要（会議録）については、公表に先だち、各委員等に発言内容の確認を求める等、記載内容の正確性を期するものとする。
- ・公表は、情報公開コーナー等において行う。
＊原則、会議録原本には、発言者の氏名を記載するものとするが、公表する会議録には、発言者の氏名を掲載しない。（理由：①会議録の公表の目的は、誰が何を言ったのではなく、どのような審議がなされたかを公表するためである。②発言者の自由性を確保し、公表により中傷など発生しないようにするためである。）

第3節 パブリック・コメント

（パブリック・コメントの募集）

第14条 実施機関は、パブリック・コメント（実施機関が行政活動の趣旨及び内容を公表した上で、これに対する市民からの意見をいう。以下同じ。）を求めることができる。

【趣旨】

パブリック・コメントの募集は、市民が簡易な方法で課題・問題点等の指摘、意見を述べる方法であり、審議会等への市民参加が直接参加型の市民参加の方法であるのに対し、自宅に居ながら意見を提出できる方法として設定するものである。

【解釈】

- ・予め公表した計画、条例（案）等の趣旨、内容等に対し、一定の期間内に、市民が簡易な方法により意見を提出し、その提出された意見については、施策に反映させることとした。
- ＊パブリック・コメントの募集は、広く市民に対し、規制するような条例の制定・改廃において有効な方法である。

（公表事項）

第15条 実施機関は、パブリック・コメントを求めるときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象とする事案及びその趣旨
- (2) 対象とする事案の内容及び関連資料
- (3) パブリック・コメントの提出先、提出方法及び提出期間
- (4) パブリック・コメントを提出することができる者の範囲
- (5) その他必要な事項

【趣旨】

パブリック・コメントを求めるにあたり、対象事案の事前公表を定めたものである。

【解釈】

- ・実施機関は、パブリック・コメントを求める際には、事前に、第1号から第5号に規定する、対象とする事案及び事案の趣旨、意見の提出先、提出方法及び提出期間、意見を提出できる者の範囲、その他の必要な事項を、広報紙及び市ホームページ等により公表することとした。
 - ・パブリック・コメントを求めるにあたっては、市民が対象事案となる条例等の案の内容を正確に理解し、積極的に意見を提出できるよう、十分かつ分かりやすい資料等の公表が必要である。
- ＊第4号「パブリック・コメントを提出することができる者の範囲」は、範囲を狭めるための規定ではない。
- ＊第5号「その他必要な事項」には、検討結果の公表予定期限及び公表方法である。

(パブリック・コメントの提出方法等)

- 第16条 実施機関は、パブリック・コメントを募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法によるものとする。
- 2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を2週間以上設けなければならない。
- 3 実施機関は、パブリック・コメントの提出を受けるときは、住所及び氏名の記載を求めることができる。

【趣旨】

市民意見の提出方法及び提出期間等を定めたものである。

【解釈】

- ・第1項は、
市民が意見を提出しやすい方法により実施することが必要であることから、郵便、ファクシミリ、電子メール等の記録性を確保できる方法であれば良いとした。
その他の方法としては、担当窓口への直接の提出や信書便がある。
- ・第2項は、
条例等の案の検討スケジュールに影響を来たさない範囲内で、十分な検討期間を確保することが必要であることから、2週間以上の期間を設けることとした。
- ・第3項は、
意見の提出にあたり、自己（市民）の発言内容に対し、責任ある対応を求めるとともに、その意見の内容を確認する場合があることから住所及び氏名の記載を求めることができるものである。
また、匿名とすることにより、個人の誹謗中傷や同一人による複数の同一の意見が出されることが懸念される。しかしながら、匿名での意見を排除する（反映させない）ということではない。
提出された意見を公表する際には、提出者名も併せ公表する趣旨ではなく、意見提出者のプライバシーには十分配慮するものである。

第4節 アンケート調査

(アンケート調査の実施等)

- 第17条 実施機関は、アンケート調査（一定の質問形式で意見を聞く調査をいう。以下同じ。）を行うことができる。
- 2 実施機関は、前項の規定によりアンケート調査を行うときは、事前にその目的を公表しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定によりアンケート調査を行ったときは、その結果を公表しなければならない。

【趣旨】

市民参加方法の1つとして、アンケート調査を設定するものである。

【解釈】

- ・第1項は、
一般的に、各種行政計画の策定段階において最もよく用いる方法である。
- ・第2項は、
事前公表の目的は、より多くの市民から回収する必要があるため、市民に協力の予約を行うこと、また、事業（事業）の広報的な役割を持たせることができることからである。
アンケート調査を実施する際には、目的、対象者、配票・回収方法、問合せ先などを明確にする。
公表方法は、情報公開コーナー・広報紙・市ホームページなどにより行うこととする。
- ・第3項は、
公表目的は、次の段階で計画策定作業が予定されることが多いため、その参考資料とするため

である。

また、公表することにより、市民全体の考え方、意向が明確にされるとともに、調査の方法にもよるが、地区別の考え方、意向等の違いを市民同士が共有することができる。

公表方法は、前項と同じ方法によるものとする。

第5節 意見交換会

(意見交換会の開催)

第18条 実施機関は、意見交換会（市民と実施機関及び市民同士の自由な意見交換により、複数の市民の意見を収集することを目的とする集まりをいう。以下同じ。）を開催することができる。

【趣旨】

市民参加方法の1つとして、意見交換会を設定するものである。

【解釈】

- これまででは、市民説明会を開催し、行政側から市民側への一方的な情報提供にとどまる場合が多く、ややもすれば「言いっぱなし」、「聴きっぱなし」の場に終始しがちであったが、本条例では、「市民対行政」という対立の構造ではなく、対等な立場での議論の場として、また、市民同士の自由な意見交換の中からも多様な意見を導き出すことを目的として「意見交換会」を実施するものである。
- 意見交換会は、市民意見を反映させるということよりも、実施機関がその施策の説明を通じ、複数の市民意見を収集する目的で開催されるものであり、市民がその場で説明を受け、意見を求められても即に答えることは難しいとも考えられるため、意見交換会終了後において、他の方法により意見を反映させる場を設ける必要も考えるものとする。

(開催日等の事前公表)

第19条 実施機関は、意見交換会を開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 意見を述べることができる者の範囲
- (4) その他必要な事項

【趣旨】

意見交換会の開催情報を事前に公表し、多くの市民の幅広い参加を求める趣旨のものである。

【解釈】

- 意見交換会を開催しようとする場合は、開催日時、開催場所、対象とする事案の内容、担当課名等について、広報紙・市ホームページへの掲載により行うほか、状況に応じてポスター・チラシなどにより広く市民に呼びかけるものとする。
- 開催にあたっては、平日の夜間、土・日曜日など、市民が参加しやすい日時の設定に努める。また、地域の偏在なく一人でも多くの市民が参加できるよう、事案によっては必要な開催回数を確保する。
- 第4号の「その他必要な事項」は、担当課名、参加可能人数（会場の都合により）、検討結果等の公表予定時期などである。

(開催記録の作成及び公表)

第20条 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。

【趣旨】

意見交換会の開催記録を作成し、当日、市民から寄せられた意見の概要を公表することで、情報の公表を推進するとともに、情報の共有を図ることを目的とするものである。

【解釈】

- ・開催記録は、意見交換会に参加できなかった市民に対してもできる限り内容を明らかにし、意見交換会の透明性及び公平性を図ることを目的としている。従って、参加できなかった者に対して、市民と実施機関又は市民同士の意見内容の記録及び資料を公表するものとする。これにより、他の市民意見を収束し、自らの意見を発展させることに繋がると考える。
- ・公表は、情報公開コーナー等において行う。

第6節 ワークショップ

(ワークショップの開催)

第21条 実施機関は、ワークショップ（市民と実施機関及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まりをいう。以下同じ。）を開催することができる。

【趣旨】

市民参加方法の1つとして、ワークショップを設定するものである。

【解釈】

- ・市民の創造的な発想により、施策に関する課題・問題点等を抽出し、他の市民との議論の中で自分なりに表現し、様々な意見に触れる過程を通して、意識的に方向性を模索していくことを目的として開催するものである。
- ・ワークショップの方法は、少人数の班に分け、自由活発な班別討議（①各人の発言について「良い」・「悪い」という判断をしない。②発言は、自由奔放なもので良い。③発言の量を重視し、発言は多いほど良い。④他人の発言を組み合わせ、これを更に発展させた発言でも良い）を経て意見等の発散と収束を行い、その結果を全体で共有することを基本とする。

(開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表)

第22条 ワークショップの開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表については、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、第19条及び第20条中「意見交換会」とあるのは「ワークショップ」と読み替えるものとする。

【趣旨】

ワークショップの開催にあたっての開催日時等の事前公表、開催記録の作成及び公表について、意見交換会に準じて実施するものである。

第7節 住民投票

(住民投票の実施)

第23条 市長は、市に関わる特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要があると認める場合は、住民投票を行うことができる。

2 住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、投票資格者、投票の方法及び投票結果の公表その他住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【趣旨】

本条は、重要施策の決定段階で、住民が意思を表明する機会を設定するものである。

市に関わる重要な事項に関して、住民の意思を直接確認する方法として、住民投票を実施するものである。

住民投票は、あくまでも「市に関わる特に重要な事項」で、かつ、「広く市民の意思を直接問う必要がある場合」にのみ実施するものであり、他の市民参加の方法に比べ、格別に対象事案の重要性が高いものに限定することとしている。

なお、住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日その他住民投票に必要な事項については、別に条例で定めるものである。

*住民投票条例に関しては、常設型又は個別事案ごとに判断し、条例を整備する2つの方法がある。

【解釈】

- ・本条は、市に関わる重要な事項で住民の意思を直接問う必要があると認める場合については、市長が住民投票を実施することができることを明確にするものである。
- ・一般的に、住民投票に付している事項として、①市町村合併の可否、②原子力発電所計画の導入などで住民の生活に重大な影響を及ぼすものなどがある。

また、住民投票に付すことが適当でない事項としては、重要な事項であっても一部特定の住民又は地域に関わる事項、総合的で長期的な検討を要し多様な可能性が存在する問題、高度に専門・技術的な問題や地方公共団体の権限に属さない事項等である。

いずれにしても、住民投票に付すことの適否は、高度な判断が要求される事項であり、個別の案件が出てきた段階で、最もふさわしい形で市議会での議決や協議等によって、条例の制定の作成をしていくことになるものである。

《参考》

- ・自治体が地方自治法に則った条例制定手続により住民投票を実施するためには、議会の議決を経て住民投票条例を制定し、そこに盛り込まれたルールに則って住民投票を実施する必要がある。住民投票条例を制定するには次の3つがある。

①首長提案

首長提案による住民投票条例に基づき執行するもの（地方自治法第149条）

②議員提案

議員提案による住民投票条例に基づき執行するもの（地方自治法第112条・議員定数の1／12以上の賛成）

③直接請求

住民からの直接請求による住民投票条例に基づき執行するもの（地方自治法第74条・選挙権を有する者の1／50以上の連署）

上記のとおり、②③については、議案として提案するには1／12以上、1／50以上という地方自治法上の制限規定があり、これを条例で緩和することは、法律の範囲内で条例の制定権を認める憲法94条の趣旨に反することになる。

第8節 その他の方法

（その他の市民参加の方法の設定）

第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方法がある場合は、これによることができる。

【趣旨】

本条例に規定する市民参加の方法（審議会等の設置、パブリック・コメントの募集、アンケート調査の実施、意見交換会の開催、ワークショップの開催、住民投票の実施）のほか、市民参加の方法の対象とする施策の性格に照らして、より効果的と認められる市民参加の方法がある場合には、その方法によるべきことを定めたものである。

【解釈】

- ・どの市民参加の方法を選択すべきなのかについて、一律の基準を示すことは困難であるので、上記（審議会等の設置、パブリック・コメントの募集、アンケート調査の実施、意見交換会の開催、ワークショップの開催、住民投票の実施）の6つ以外にも、今後の社会情勢や市民ニーズ等により選択の幅を持たせることで、当該施策の性格に応じて、最適な市民参加の方法をとるよう努めることとした。

第3章 推進体制

(市民参加推進会議)

第25条 市の市民参加に関する基本的事項を調査審議するため白井市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市民参加の実施状況に対する総合的評価
 - (2) 市民参加の方法の研究及び改善
 - (3) この条例の見直しに関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項
- 3 推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 識見を有する者 2人以内
 - (2) 市内において市民活動を行う団体に属する者 3人以内
 - (3) 市民 5人以内
- 6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、1回に限り再任ができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本市の市民参加に関する基本的な事項など、時代に則してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第138条の4 第3項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を置くものである。

【解釈】

・第1項は、

本市の市民参加に関する基本的な事項を調査審議する機関として、白井市市民参加推進会議を置くものとした。

・第2項は、

推進会議は、市長の諮問に応じ、市民参加の実施状況に対する総合的評価、この条例に規定する市民参加の方法以外等の研究及び改善、この条例が社会情勢や市民ニーズ等により見直しが必要になる場合等に関する事項について調査審議するものとした。

第1号は、第6条に規定する行政活動が全て評価の対象となり、第6条第1項の計画、条例、施設については、それぞれの事案について、適切な参加の方法を選択したか、また、市民意見の取扱いや公表方法が適切に行われたかなどを評価する。第6条第2項については、市民参加を行わなかつたことが妥当であったかをチェックすることになる。

第2号は、評価を踏まえ、市民参加の方法の改善や先進地の事例等を参考に新たな市民参加の方法の研究を諮問するもの。

第3号は、諮問した事項等を調査審議した上で、この条例の見直しが必要である場合のものである。

第4号は、実施機関が、市民参加手続を行った上での問題や課題（パブリック・コメントを募集しても意見が少ない、公募しても応募者が少ない、職員の意識向上のための方策）などを諮問するものです。

・第3項は、

推進会議は、市長の諮問事項以外に、市民参加の推進に係る事項（任期中において、諮問に対し、調査審議した中で気が付いた点（諮問事項など））について、市長に意見を述べることができ

るとした。

・第4項は、

推進会議の委員については、10人以内とした。

・第5項は、

推進会議の委員構成を規定したものである。

なお、委員構成については、会議において、いろいろな角度（視点）から調査審議する必要があると考え、委員構成している。

第1号の識見を有する者については、市民参加について専門的な知識を有する者、また、経験等からなるノウハウなどを有している者である。

識見を有する者が入ることにより、他の委員への情報提供や助言など、より良い方向性を見出すことを期待している。

2人としたのは、様々な視点からの意見を取り入れるためである。

第2号の市内において市民活動する団体に属する者については、経験に基づく知識から判断をしていただくためである。

3人としたのは、それぞれ違った活動分野の知識からくるノウハウが大切であることからである。

第3号の市民については、公募による市民であり、一般市民の視点からの意見が出されることを期待している。

5人としたのは、世代、性別、地域等など、様々な視点から意見を出していただきたいと考えたものである。

・第6項は、

委員の任期を規定したものであり、基本計画の策定期間、施設の整備期間が3年を有すること、また、委員が知識を得て評価するまでの経験などを考慮し、3年とした。

・第7項は、

委員の再任を規定したものであり、「再任を1回限り」としたのは、常に同じ人が委員として固定化するより、多くの市民に参加していただきたいこと、また、継続的な調査審議が必要な場合もあるためである。ただし、委員全員を再任するということではない。

・第8項は、

この章（第25条）に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項（会長・副会長の選出方法及び職務、会議の開催方法・議決方法、会議録の公表、会議の公開方法、答申書の公表など）については、規則で定めるとした。

第4章 雜則

(広聴活動)

第26条 市長は、市政に係る市民の意見を把握するため、懇談会、市長への手紙その他の広聴に必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

市民参加を推進する上では、日頃から市民ニーズを的確に捉える必要があることから、懇談会や市長への手紙を今後も継続的に行うことを規定したものである。

(市民活動への支援)

第27条 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めなければならない。

【趣旨】

市民の自発的な参加によって行われる市民活動に対し、適正な支援を行うよう努めることを規定したものである。

*市民活動への推進については、考え方を整理し、今後、指針を作成していく中で、具体的な支援（活動の場の調整、活動に必要な情報の提供、学習機会の提供、活動に必要な物品等の助成など）

が検討されることとなる。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条例の施行に関して、必要な事項を定めるものである。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成16年11月1日から施行する。

（白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

2 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

市民参加推進会議	会長	日額 7,300円
	委員	日額 6,600円

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に第6条の規定により着手している行政活動であって、第2章に定める市民参加を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定を適用しない。